

日本学生支援機構大阪日本語教育センター

2026 年 10 月入学 進学準備教育 1 年 6 か月課程

【国内応募】募集要項

入学期日：2026 年 10 月 9 日（金）（2028 年 3 月卒業予定）

応募資格：以下の要件を満たす日本国籍を持たない外国籍の者。

- ・在留資格（VISA）が「短期滞在」「研修」「特定技能（1・2 号）」「技能実習（1～3 号）」以外で、在留期間が 1 年以上あり、日本在住の者。（「留学」VISA で入学を希望する者は出願前に当センターへお問い合わせください）
- ・日本の大学等への進学を希望し、かつ外国において学校教育 12 年の課程を修了またはそれぞれの国の中等教育以上の課程を修了した、日本国籍を持たない者。（中等教育課程修了までが 12 年未満の者も含む）
- ・日本語能力について、応募時点で日本語能力試験（JLPT）N5 または相当以上の日本語検定試験に合格した者もしくは日本語学習機関発行の 150 時間以上の学習歴証明書を提出できる者。

出願期間：2026 年 7 月 1 日（水）～ 2026 年 9 月 2 日（水）

受付時間（月）～（金）の 9：30～12：00、13：00～17：30

（※土・日、祝日は休業となっております。）

出願方法：志願者は、経費支弁者と共に、下記出願書類原本とパスポート（旅券）及び在留カードを、本校へ持参してください（遠方の方はご相談ください）。

（※事前にご連絡ください。）

選 考 料：出願受付後すみやかに、指定する期日までに、選考料 20,000 円を銀行振込にて納入していただきます。振込先は出願時にお知らせします。

※振込手数料はすべて振込人負担となりますのでご了承ください。

※納入された選考料は返還できませんのでご了承ください。

出願書類：以下の 1～7 の書類を提出してください。

1. 入学願書（本校所定の用紙）……………1 通
2. 誓約書（本校所定の用紙）……………1 通
3. 高校以上のすべての学校の卒業証書・学位証書（※返却します）
（大学卒業見込みの者は見込み証明書）（原本）……………各 1 通
4. 高校以上のすべての学校の成績証明書（原本）……………各 1 通
5. 健康診断書……………1 通
6. 日本語能力を証明する書類（原本）……………各 1 通
7. 顔写真（縦 約 4cm×横 約 3cm）……………2 枚
（顔写真 2 枚のうち、1 枚は願書に貼付してください。）

※必要に応じて上記以外の書類の提出を求めることがあります。

選考方法：出願書類と、面接・筆記試験の結果をもとに、入学審査選考委員会で可否を決定します。

合否通知：前記の選考方法によって可否の決定後、志願者または志願者指定の連絡先へ、通知します。その際、合格者には入学手続の詳細をお知らせします。

入学手続：合格者の方には、合格通知でお知らせする指定日までに、下記の学納金納入金の合計額を、銀行振込にて納入していただきます。
納入完了者に対して、入学許可書を発行し、入学の諸手続を行います。

学納金納入金額：進学準備教育1年6か月課程 合計額 1,192,337円

(内訳)

入 学 金	授 業 料	教 材 費	施設維持費	課外活動費	合 計
100,000 円	930,000 円	47,137 円	85,500 円	29,700 円	<u>1,192,337 円</u>

※支払い済みの納入金（選考料、学納金）は、原則として返還いたしません。

ただし、中途退学する場合で、次のいずれかに該当する場合には、「中途退学日」までの退学であれば、納入した授業料及び課外活動費のそれぞれ一部を返還することができます。

(1) 疾病その他やむを得ないと認められる事由により退学する場合

(2) 日本語教育センター長の同意を得て大学等を受験し、入学を許可され、入学手続きを完了した場合

なお、返還にかかる金融機関手数料等諸費用は返還対象者負担とし、当該返還額より差し引くものとします。

所属課程、中途退学日及び授業料の返還額：

区分	中途退学日	返還額
1 年課程	当年 9 月末日まで	授業料の 2 分の 1
1 年 6 か月課程	翌年 3 月末日まで	授業料の 3 分の 2
1 年 6 か月課程	翌年 9 月末日まで	授業料の 3 分の 1

課外活動費の返還額：退学日に基づき授業料返還が可能な期間における課外活動費の残額

備 考：募集要項の内容は、諸般の事情等により、変更することがありますのでご了承ください。

学納金のお支払いは、銀行振込により 1 年半分前納となっておりますのでご了承ください。

大阪日本語教育センターでは、原則としてアルバイトは禁止しています。

ただし、経済的にやむを得ない事情があり、成績や出席率に問題がないと認められた場合のみ、入学から 3 か月経過後に、アルバイトを認めることがあります。

入国管理局で「資格外活動の許可」を得ていても学校の事前許可は必要です。アルバイト先名称、勤務時間等の報告が必要です。

お問い合わせ先：

日本学生支援機構 大阪日本語教育センター

〒543-0001 大阪市天王寺区上本町 8 丁目 3 - 1 3

TEL：06-6774-0033（平日 9：30～17：30）

FAX：06-6774-0788

E-mail：info-oskn@jasso.go.jp

HP <https://www.jasso.go.jp/ryugaku/jlec/ojlec/index.html>

FB <https://www.facebook.com/JASSO-Osaka-Japanese-Language-Education-Center/>